# 重要

# 奈良県高等学校等奨学金

(修学支援奨学金·育成奨学金)

# 貸与生のてびき

奈良県教育委員会事務局 学校支援課 授業料奨学金係 このてびきには、あなたが奨学金を借りるために必要な手続きや注意していただきたい大切なことが書かれています。貸与が終了するまで大切に保管し、いつでも取り出して読めるようにしておいてください。

連帯借受人(親権者・未成年後見人)のみなさまへ

この高等学校等奨学金は「貸与型」ですので、貸与終 了後に貸与生(生徒本人)に返還していただきます。ただ し、貸与終了後、何らかの事情で貸与生自身が返還でき ない場合、連帯借受人(親権者・未成年後見人)に返還 していただくことになります。

各返還期日までに返還いただけなかった場合、貸与を 受けた奨学金の一括返還を請求する場合があります。

# 目次

		(ページ)
1	貸与生となったみなさんへ	2
1	奨学金貸与額	3
2	奨学金の振り込みはいつ?	3
3	奨学金を継続して借りるためには?	3
4	卒業により貸与が終わる時にすることは?	4
5	奨学金の一部をすぐ返さなければならないのはどんなとき?	4
6	貸与が打ち切られるのはどんなとき?	4
7	貸与休止になるのはどんなとき?	4
8	貸与月額の変更(増額・減額)になるのはどんなとき?	5
9	退学や休学、その他申請時と変わったことがある時は?	6
	(1) 休学	
	(2) 復学	
	(3) 退学	
	(4) 転学	
	(5) 長期にわたる欠席	
	(6) 同一学年再履修(留年など)	
	(7) 家計の好転等により辞退	
	(8) 貸与生が死亡	
	(9) 住所・氏名を変更	
	(10) 連帯借受人の変更	
10	奨学金の返還はどのように進みますか?	7
П	貸与決定後の流れ	8
12	各種様式(各種様式一覧表	9
	「異動届」	10
	「奨学金借用証書」	11
	「返還誓約書」	12
	「奨学金継続願」	13
	「貸与月額変更事由発生届」	14
	「住所·氏名 変更届」	15
	奈良県高等学校等奨学金貸与条例(抄)	16~15
	奈良県高等学校等奨学金貸与条例施行規則(抄)	18~20
	申請印確認票貼付欄	21

# 貸与生となったみなさんへ

奈良県高等学校等奨学金は、「学びたい」と強く思いながら、経済的な理由で学校へ通いにくい高校生・高等専門学校生・専修学校高等課程生・特別支援学校生に、無利子で学資を貸与する制度です。奨学生となったみなさんが安心して勉学に励み、充実した学生生活を送れることを願っています。

また、この奨学金は「貸与型」であり、返還が必要です。みなさんの奨学金も元々は先輩方から返還されたものです。そしてみなさんから返還されたお金は、今度は後輩たちのための奨学金として引き継がれていきます。これらの趣旨を十分にご理解いただいたうえで、ご活用いただき、責任と自覚をもって必ず返還してください。

# ☆ しっかり勉学に取り組みましょう

# ☆ 生活に変化があれば届け出をしましょう

① <異動届>を出す場合の例(詳しくは P.6)

休学した時・・・休止になります。 留年した時・・・基本的に休止になります。

退学した時・・・打ち切りになります。 30日以上連続して欠席した時・・・休止になります。

経済状況が良くなり、借りる必要がなくなった時・・・以降の貸与を辞退しましょう。

※ 連帯借受人が県外に引っ越すと貸与を受ける資格を失います。

② <住所・氏名変更届>を出す場合の例(詳しくは P.6)

住所変更により通学方法が変わった時・・・貸与月額が変わることもあります。

「貸与月額変更事由発生届」提出

連帯借受人が変わった時・・・印鑑証明書も一緒に出してください。

# ☆ 奨学金をただちに返還しなければならない場合があります (P.4~6)

年度途中で「退学・休学した」「貸与資格を失った (親権者等が県外に引っ越した等)」などの場合には、あらかじめ振り込まれた奨学金のうち、借り過ぎに相当する分の奨学金は、直ちに返還をしていただきます。「返納通知書」を発行しますので、直ちに納付してください。

# ☆ **奨学金は必ず返還しましょう** (P.7)

貸与終了後、10年以内に返還していただきます。

滞納金には 10.95%の延滞利息が加算されます。

また返還期日に遅れた場合、貸与を受けた奨学金の一括返還を求めることがあります。

# ☆ 借り過ぎには注意しましょう (P.7)

多く借りれば返還額も多くなります。必要以上に借りることのないよう気をつけてください。

# 1 奨学金貸与額

修学支援奨学金・育成奨学金で貸与される金額は以下のようになります。

	月額	年額	3年間での合計額
国·公立(自宅)	18,000円	216,000 円	648,000 円
国·公立(自宅外)	23,000 円	276,000 円	828,000 円
私立(自宅)	30,000 円	360,000 円	1,080,000円
私立(自宅外)	35,000 円	420,000 円	1,260,000 円

<sup>※</sup>へき地加算は、月額 I2,000 円

# 2 奨学金の振り込みはいつ?

振込時期は下の表の時期を予定しています(年により多少前後する場合があります)。

振り込みは、年に2回、前期分(4月~9月の6ヶ月分)と後期分(10月~3月の6ヶ月分)に分けて、 振り込まれます。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	I 月	2月	3月
	下旬		下旬		中旬		中旬		中旬			
継続貸与	前期						後期					
中学予約			前期				後期					
定期採用					前期		後期					
追加募集									後期			
緊急採用				随	時募集	につき	審査後で	ナみやか	いに			

- ・申請時に指定された借受人名義の預金口座に奨学金を振り込みます。
- ・もし不明な点が生じた時はすぐに問い合わせてください。
- ・正式な日程が決まれば学校宛に通知しますが、各借受人への通知はありません。
- ※書類の提出が遅れますと、予定していた期日に奨学金を振り込むことができない場合があります。

# 3 奨学金を継続して借りるためには?

継続して借りるための手続きは、概ね次のとおりです。

時期	手続き	備考
1月下旬	学校からの「継続の意思確認」	・継続を希望しない場合も、この時に申し出る
2月上旬	継続申請に必要な書類を提出	·借用証書·請求書(前期·後期各   通)を提出
4月中旬	継続貸与決定通知が本人に届く	・大切に保管してください

- ・各書類には、必ず申請書に使用した本人印、連帯借受人印を押してください。
- ・借用証書の借受人・連帯借受人氏名は「署名」ですので、代筆は不可です。 それぞれ本人が書いてください。

# 4 卒業により貸与が終わる時にすることは?

卒業による貸与終了時には次の手続きが必要です。手続きは学校を通じて行います。

提出

返還誓約書+口座振替依頼書(引落口座のある金融機関)+住所・氏名変更届(自宅外生)

#### 手続

- (1)返還のてびき…「返還のてびき」を受け取り、手続きや内容を確認する。
- (2)**貸与額・期間の確認…**学校から「貸与状況明細通知書」を受け取り、貸与額・期間などを確認する。
- (3)返還誓約書の提出…「返還誓約書」を作成し提出する。その際に返還方法(分割・一括)を選ぶ。 →分割の場合:「**口座振替依頼書」**を記入し、引落口座のある銀行に提出する。
  - →一括の場合:「納付書」を発行しますので、指定の金融機関でお支払い下さい。
- (4) (卒業後) 転居した場合…学校の寮から自宅に戻ったり、自宅から遠方での勤務のために転居したりする場合には、「住所・氏名変更届」を提出

各書類の作成、提出の際には、将来返還についてあなたと連帯して責任を負ってもらうことになるため、必ず連帯借受人にも貸与総額を確認してもらってください。

# 5 奨学金の一部をすぐ返さなければならないのはどんなとき?

重要 退学・休学・資格喪失(連帯借受人の県外転居等)・貸与額の変更等の時期によっては、振り込んだ奨学金のうち一部が「借り過ぎ」の状態になりますので、それに相当する分の奨学金は直ちに返還をしていただく必要があります。

※手続きが遅れると次の半期分が振り込まれ、その全額も返還対象となりますのでご注意ください。

# 6 貸与が打ち切られるのはどんなとき?

学校に在籍しなくなった (退学・除籍等) 親権者(または未成年後見人)が 奈良県内に住所を有しなくなった

奨学金が不要になり、自ら辞退した

その他(奨学金の貸与目的を達成する 見込みがなくなったと認められるとき)

#### 7 貸与休止になるのはどんなとき?

休学した

長期にわたって学習を中断した (連続して30日以上の欠席)

高等学校等において同一の学年を 重ねて履修することになった その他(奨学金の貸与をうけることが 適当でないと認められるとき)

# 8 貸与月額の変更(増額・減額)になるのはどんなとき?

#### 貸与月額が変更になる主なケース

	1. 通学形態の変更	2. 生活保護の変更	3. 転学
		(高等学校等就学費)	
増額	自宅通学→自宅外通学	受給停止(廃止)	国公立→私立
減額	自宅外通学→自宅通学	受給開始	私立→国公立

#### 申請と増額・減額のタイミングについて

増額の場合 … 申請した翌月(申請日が | 日の場合はその月)から増額

例) 自宅外通学になったことを …

8月1日付けで申請 → 8月分から増額

8月2日付けで申請 → 9月分から増額

減額の場合 … 事由発生の翌月(その日が1日の場合はその月)から減額

例) 生活保護(高等学校等就学費)を …

4月1日から受給 → 4月分から減額

4月2日から受給 → 5月分から減額

※減額になった場合、既に振り込まれた奨学金のうち、借り過ぎに相当する分の奨学金は、直ちに返還 をしていただきます。「返納通知書」を発行しますので、直ちに納付してください。

	貸与月額変更	住民票謄本	生活保護	備考
	事由発生届		受給証明書	
(1)通学方法が変更	0			自宅から自宅外への増額
				は希望者のみ。
				自宅外から自宅は必ず減
				額手続きが必要。
(2)生活保護を受給する	0			生活保護を受給しなくなっ
場合または受給しなく				た場合の増額は希望者の
なった場合				み。
(3)転学				私立⇔国公立では、
				貸与額の変更が必要

〇・・・・必ず提出 □・・・・必要に応じて提出

#### ※生活保護の高等学校等就学費を受給開始する場合は、奨学金減額の手続きを必ずしてください。

なお、生活保護の高等学校等就学費を受給しているにもかかわらず非保護世帯の額で貸与を受け 場合は、貸与した奨学金のうち、借り過ぎに相当する分の奨学金については、直ちに返還をしていた だきます。また、自治体から生活保護費を減額されたり、返還を求められたりすることがあります。 担当ケースワーカーに相談の上、必ず正しい区分での貸与を受けてください。

# 9 退学や休学、その他申請時と変わったことがある時は?

あなたに以下のような状態が生じた時は、すぐに届け出なければなりません。 在学中の届け出に関しては、すべて学校を通じて行ってください。

	異動届	借用証書	返還誓約書	口座振替依頼書	奨学金継続願	貸与月額変更事由発生届	住所氏名変更届	住民票謄本	備考
(1)休学	0								
(2)復学	0								貸与再開には手続きが必要
(3)退学	0		0	0					年度末以外の退学は、借用証書の再 提出が必要。また、借り過ぎにあたる 奨学金は直ちに返還する必要あり。
(4)転学									継続貸与を希望しない場合、貸与は 打ち切りとなる。
(5)長期にわたる欠席	0								連続して 30 日以上欠席する時。(I) と同様の手続きが必要。
(6)同一学年再履修 (留年など)	0								その年度の貸与は休止。留年しても 奨学金の貸与期間は延長されない。
(7)家計好転等による辞退	0		0	0					年度途中でも辞退は可能。
(8)貸与生が死亡	0								貸与期間は、亡くなられた月まで。貸与生が亡くなられたことを証明する書類が必要。また、貸与を受けた奨学金は手続きにより返還の免除を受けることが可能。
(9)住所・氏名の変更							0		親権者等が県外に転居した場合は資格の喪失となり、貸与は打ち切り。 (7)と同様の手続きが必要。
(10)連帯借受人の 変更							0		新しい連帯借受人の「印鑑登録証明 書」の提出は必要。

○・・・必ず提出 □・・・必要に応じて提出

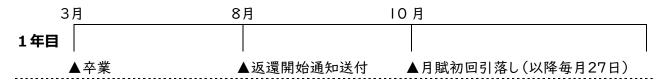
# 【重要】

- ※借用証書は実際の貸与額と年度当初の貸与額が異なる場合には、必ず提出が必要です。
- ※辞退後にあたる期間の奨学金が振り込まれている場合は、「借り過ぎ」に相当する分の奨学金
- は返還しなければなりません。「返納通知書」を発行しますので、直ちに納付してください。

## 10 奨学金の返還はどのように進みますか?

#### (1)返還のスケジュール

#### 月賦の場合



#### 半年賦の場合



※月賦・半年賦とも10年以内に返還していただきます。

## (2) 【返還額の例】貸与期間1年と3年の比較(月賦)

			年間貸与を	受けた場合	3年間貸与を	受けた場合
区	分	貸与月額	返還総額	毎月返還額	返還総額	毎月返還額
国公立	自 宅	18,000円	216,000円	1,800円	648,000 円	5,400 円
	自宅外	23,000 円	276,000 円	2,300 円	828,000円	6,900 円
私立	自 宅	30,000 円	360,000 円	3,000 円	1,080,000円	9,000 円
	自宅外	35,000 円	420,000 円	3,500 円	1,260,000円	10,500円

#### 借りすぎにはご注意ください

- ・貸与型奨学金ですので、上の表のとおり借りる額が多くなると | 回の返還額も増えます。
- ・現在の状況も大切ですが、将来的な返還のことを考えることも大切です。
- ・進級時の継続申請にあたっては、引き続きこの奨学金を借りる必要があるか、将来どのように返還していく予定か、などについて、あらためて借受人と連帯借受人とで相談してください。

#### (3)延滞金

奨学金を返還すべき日までに返還されなかった場合は、

- ・年 10.95%の延滞金が加算されることになっています。
- ・既に貸与を受けた奨学金について、借受人・連帯借受人に一括返還を請求することがあります。 必ず納付期日を守ってください。

#### (4)返還猶予制度

- ・貸与終了後も学校(大学・短大・専門学校・高校等)に通っている
- ・就職したが収入が少ない
- …などの理由で奨学金の返還が難しい場合、返還猶予を申請できます。

申請が認められた場合、返還期間が先送りにされます。申請は一年ごとに必要です。

詳しくは、貸与終了時に配られる「返還のてびき」をご覧ください。

# 11 貸与決定後の流れ

貸与決定後のスケジュールは、概ね次のとおりです。

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	I 月	2月	3月
		下旬		下旬		中旬		中旬		中旬	下旬	中旬	
	中学予約			ア				イ			F-	ל	
新規貸与	定期採用					ア		イ		※エ	F-	ל	
(1年目)	追加募集									イ※エ	ウ		
	緊急採用	随	時募集につき審			後する	みやか	にア	1	エ			
	売貸与 目以降)	ア						1			۲	ל	
	継続貸与 (貸与終了年)							1		エ			

#### ※エは、貸与が終了の場合

	一個、貝子の於了の物目		
	内容	送付書類	提出書類
ア	前期分奨学金 (6ヶ月分)	奨学金貸与決定通知書	
	振り込み		
	後期分奨学金		
イ	(6ヶ月分)		
	振り込み		
	学校を通じて	請求書(前期)	請求書(前期)
ウ	子校を通して 貸与継続意思確認	請求書(後期)	請求書(後期)
	貝子秘机总心唯祕	奨学金借用証書	奨学金借用証書
エ	供与級マチ結ち	「返還のてびき」	返還誓約書
上	貸与終了手続き	貸与状況明細通知書	口座振替依頼書

- ※継続貸与を希望しない場合は、『(7)家計の好転等による辞退』(P.6)を参照していただき、学校を通じて申し出てください。
- ※緊急採用は、貸与期間延長願及びその審査により、当初申請の翌年度末まで貸与の延長が可能です。 翌年度末まで貸与を希望する場合は新規申請が必要となります。

必要ページをコピーしてお使いください。

異動届	P.10
奨学金借用証書	P.11
返還誓約書	P.12
奨学金継続願	P.13
貸与月額変更事由発生届	P.14
住所·氏名 変更届	P.15

その他の様式は、 http://www.pref.nara.jp/13014.htm に掲載しています。 ダウンロード・印刷してご利用ください。

#### アクセス方法

① インターネットで「奈良県」を検索する。奈良県 Q検索

- ② トップページ/奈良県公式ホームページ(www.pref.nara.jp)へ進む。
- ③ 教育委員会 → 学校支援課 → 高等学校等奨学金 へと進んでください。

(直接上記 URL を入力しても、アクセスできます)

## 異動属

# 奈良県教育委員会 教育長 殿

年 月 日
-------

下記のとおりお届けします。

		立	高等	学校			課程		科	学年
貸与番	号			フ! 氏	Jガナ 名					
 ※該当する項 □ 休		にチェックを入れて 期間		月	日から	年	月	日まで		
□復	学		年	月	日から					
□ 30	日以_	との欠席 期間	年	月	日から	年	月	日まで		
□同一	-学年	を重ねて履修	年	度に	第一学	年を重	ねて	履修		
	※生	受給状況の変 活保護受給証明書 金の貸与を受	を添付してくだる	えい				受給廃止 受給開始 3:		)
	※連	人の死亡 <sup>帯借受人の変更のが</sup> 記開始の決定等	ため別紙様式6		鑑登録証明	引書を併 日		出して下さい。		
		<b>沣退する日</b> 更(住所氏名変更・				経済  その(	的好			)
				·申請 受人) 所						
			氏	名					P	
			連帯 住	·借受 所	人					
			氏	名					即	

第6号様式(第11条関係)

奨 学 金 借 用 証 書

金

ただし、奈良県高等学校等奨学金(修学支援奨学金・育成奨学金)として

年 月から 年 月まで( )か月分(月額 円)

上記のとおり借用します。

ついては、奈良県高等学校等奨学金貸与条例及び関係規則等の規定を遵守し、借用後は相違なく返還します。

各返還期日までに返還しなかった場合は、返還期日にかかわらず、既に貸与を受けた奨学金に対する一括返還の請求を受けても異議ありません。また、借受人に対する請求は連帯借受人に対しても効力を生じ、連帯借受人に対する請求は借受人に対しても効力を生じることを奈良県教育委員会教育長と合意します。

年 月 日

奈良県教育委員会教育長 殿

借受	人	貸与決	中定番号		
		在 学	校 名		
		住	所		
		氏 (本人署	名 肾名)		
連帯借	受人	住	所		
		氏 (本人乳	名 <b>署名</b> )		

上記について、同意します。

法定代理人(親権者を含む。)
又は未成年後見人
住 所
氏 名
(本人署名)

意します。

# 奈良県高等学校等奨学金返還誓約書

貸与金額	百	+	万	千	百	+	円
(返還総額)							

奈良県高等学校等奨学金を上記のとおり借用しました。

奈良県高等学校等奨学金貸与条例、奈良県高等学校等奨学金貸与条例施行規則等に従い、 滞りなく返還します。

期日までに返還できない場合は、請求された延滞金を支払うことに同意します。

各返還期日までに返還しなかった場合は、返還期日に関わらず既に貸与を受けた奨学金に 対する一括返還の請求を受けても異議ありません。また、借受人に対する請求は連帯借受人に対しても効 力を生じ、連帯借受人に対する請求は借受人に対しても効力を生じることを奈良県教育委員会教育長と合

年 月 日

#### 奈良県教育委員会教育長 殿

	現 〒 - <b>江</b> (固定) (携帯) 住	印
借受人	所	
	氏   貸与     名   番号	
連帯	現 〒 - ☎(固定) (携帯)	印
借受人	所	
保証人	氏 名	
貸与期間	年月から 年月まで	
学校名	割 年 賦 □	円
返還方法	半年賦 月 賦 一 括 盘 賦	円

#### (注)「一括」とは、上記貸与金額を1回で全額返還することです。

借受人	卒業後の連絡先	₹ 25
	進学・就職 (予定) 先 及び所在地	

(注)「猶予申請書」は、4月以降に進学先の学校の「在学証明書」を添付して 送付してください。猶予申請は、毎年必要です。

# 奨 学 金 継 続 願

願出日 年月日

奈良県教育委員会教育長 殿

下記のとおり転学しましたので	`、引	き続き奨学金の貸与をお願いします	٠.
----------------	-----	------------------	----

①	貸与生	貸与番号 奨学金振	<b></b> 込口	座の変更		フリが ナ 氏 名 す る・ ::変更する			振替申出	書」を添	付すること	印印)
	転		À	学校名			課	程	学	科	修業年限	学年
2	出											
	校	転出年月	日	年	月	日						
		転学理	由	一家転居・	その	他(					)	
	転		Ë	学 校 名			課	程	学	科	修業 年限	学年
3	入											
	校	転入年月	日	年	月	日						
		卒業予	定	年	月							
上記②	<b></b> のと	おり、本校か	ら転	出したことを記	証明	します。						
									年	月	日	
									启	等学	交長 「	印
(TEL )												
									高台	等学校	長 印	]
						(TEL			)		<u>·</u> '	

# 貸与月額変更事由発生届

(修学支援奨学金·育成奨学金)

	立		高等学校		課程	学年
貸与を	住所	_		電	話(  )	_
受けた者	氏名				貸与決定番号	
変更種別	□ 貸与月額 □ 貸与月額					
変更事由	□ 通学状況	の変更 ―	→□自宅泊		※住所変更届 提出してく7	
			等就学費を受 等就学費を受			
	□ その他 (				)	
変更事由 発 生 日		年	月	目		
上記のとお	らり、奨学金貸-	与月額の変	更事由が発生	したので	、お届けします。	
3	年 月	日				
奈良県教	(育委員会教育	ī長 殿				
		(	(借受人)			
			氏 名			<b>(P)</b>
			(連帯借受人)			_
			氏 名			Ð

# 住所·氏名 変更届

貸与決定番号( - )

借	新住所	₸
	電話番号	自宅携帯電話
TV.	ふりがな	
受	新氏名	
	旧住所	
人	旧氏名	
連	新住所	〒 一
帯	電話番号	自宅 携帯電話
	ふりがな	
借	新氏名	
受	旧住所	
人	旧氏名	

上記のとおり、住所・氏名を変更したので届けます。

年 月 日

# 奈良県教育委員会教育長 殿

借受人住所

借受人氏名

連帯借受人住所

連帯借受人氏名

※連帯借受人の変更は印鑑登録証明書を添付してください。

平成十四年三月二十九日 奈良県条例第四十九号 改正 平成一六年三月三〇日条例第四一号 平成一七年三月二九日条例第三七号 平成一九年二月一三日条例第二六号 令和三年一二月二二日条例第二八号

奈良県高等学校等奨学金貸与条例をここに公布する。 奈良県高等学校等奨学金貸与条例

(日的)

第一条 この条例は、勉学する意欲がありながら経済的な理由により修学が困難な者に奨学金を貸与することを目的とする。

#### (奨学金の貸与)

- 第二条 知事は、次の各号に掲げる奨学金を、それぞれ当該各号に定める者に対し、貸与することができる。
  - 一 修学支援奨学金 高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)又は高等専門学校に在学する者で、次に 掲げる要件に該当するもの。ただし、規則で定める場合は、エの規定は、適用しないことができる。
    - ア 親権者又は未成年後見人(貸与を受けようとする者が成年に達している場合にあっては、その者の生計を 維持する者)が県内に住所を有すること。
    - イ 向学心に富み、学習態度が良好であると認められること。
    - ウ 経済的理由により著しく修学が困難と認められること。
    - エ 地方公共団体その他公共的団体から学資の貸与又は給付を受けていないこと。
  - 二 育成奨学金 高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。)又は専修学校の高等課程(規則で定めるものに限る。以下同じ。)に在学する者で、次に掲げる要件に該当するもの。ただし、規則で定める場合は、ウ(前号エに係る部分に限る。)の規定は、適用しないことができる。
    - アー向学心に富み、学習態度及び学習状況が良好であると認められること。
    - イ 経済的理由により修学が困難と認められること。
    - ウ 前号ア及びエに掲げる要件に該当すること。
- 2 奨学金の貸与を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請しなければならない。

#### (奨学金の額等)

- 第三条 奨学金の額は、別表のとおりとする。
  - 2 奨学金は、無利息とする。
  - 3 奨学金の貸与の方法及び貸与期間は、規則で定める。

#### (連帯債務)

第四条 奨学金の貸与を受けようとする者は、規則で定めるところにより、親権者、未成年後見人その他適当と認められる者を、連帯して債務を負担する借主として加えなければならない。

#### (貸与の休止)

第五条 知事は、奨学金の貸与を受けている者が、休学し、長期にわたって欠席し、又は同一学年を重ねて履修すると きは、奨学金の貸与を休止することができる。

#### (貸与の打切り)

- 第六条 知事は、奨学金の貸与を受けている者が次の各号のいずれかに該当するときは、その日の属する月の翌月 分以降の奨学金の貸与を打ち切るものとする。
  - 一 第二条第一項の要件を欠くに至ったとき。
  - 二 奨学金の貸与を受けることを辞退したとき。
  - 三 前二号に掲げるもののほか、奨学金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

#### (返還)

- 第七条 奨学金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の貸与を受けた者(連帯して債務を負担する者を含む。以下「借受人」という。)は、その日の属する月の翌月から起算して六月を経過した月から二十年以内に、規則で定めるところにより、奨学金を返還しなければならない。ただし、借受人は、いつでも繰上返還することができる。
  - 一 高等学校、高等専門学校又は専修学校の高等課程を卒業したとき。
  - 二 貸与期間が満了したとき。
  - 三 貸与を打ち切られたとき。
  - 2 次条第一項第一号に該当することにより返還債務の履行の猶予を受けた者は、同号に該当しなくなったときは、その日の属する月の翌月から起算して六月を経過した月から、規則で定めるところにより、奨学金を返還しなければならない。ただし、返還債務の履行の猶予を受けた者は、いつでも繰上返還することができる。

#### (返還債務の履行猶予)

- 第八条 知事は、奨学金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、申請により奨学金の返還債務 の履行を猶予するものとする。
  - ー 高等学校、高等専門学校、専修学校の高等課程、短期大学又は大学等に在学するとき。
  - 二 災害、疾病その他やむを得ない事由があると認められるとき。
  - 2 前項第二号に該当することによる返還債務の履行の猶予の期間は、一年以内とする。ただし、特別の事由があるときは、これを延長することができる。

(返還債務の免除)

第九条 知事は、奨学金の貸与を受けた者が死亡した場合又は精神若しくは身体に著しい障害を受け奨学金を返還することができなくなったと認められる場合は、返還未済額を限度として、申請により奨学金の返還債務を免除することができる。

(延滞金)

第十条 借受人が、奨学金を返還すべき日までに、これを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年十. 九五パ―セントの割合で計算した延滞金を支払わなければならない。

(その他)

第十一条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

(施行期日)

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

(奈良県高等学校全日制課程等修学奨励金貸与条例の廃止)

2 奈良県高等学校全日制課程等修学奨励金貸与条例(昭和五十五年三月奈良県条例第二十四号)は、廃止する。

(奈良県高等学校全日制課程等修学奨励金貸与条例の廃止に伴う経過措置)

- 3 前項の規定による廃止前の奈良県高等学校全日制課程等修学奨励金貸与条例第二条の規定による修学奨励金(この条例の施行の日前に貸与することが決定されたものに限る。)の貸与及び返還については、なお従前の例による。(奈良県事務処理の特例に関する条例の一部改正)
- 4 奈良県事務処理の特例に関する条例(平成十二年三月奈良県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。 [次のよう]略

別表(第三条関係)

(平一六条例四一・平一七条例三七・令三条例二八・一部改正)

区分	奨学金の額	
通学困難なため親権者又は未成年後見人と	国立·公立	月額 二三,〇〇〇円
住居を異にして通学する者(貸与を受けようとする者が成年に達している場合にあっては、その者の生計を維持する者)	私立	月額 三五,〇〇〇円
その他の者	国立·公立	月額 一八,〇〇〇円
している。	私立	月額 三〇,〇〇〇円

#### 備考

- I 「国立」とは国(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。)が設置するものを、「公立」とは地方公共団体(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。)が設置するものを、「私立」とは私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人が設置するものをいう。
- 2 その他の者のうちへき地教育振興法(昭和二十九年法律第百四十三号)第二条に規定するへき地学校(小学校に限る。)の通学区域に居住する者(その者の居住する市町村の区域内に所在する高等学校又は高等専門学校に在学する者を除く。)にあっては、その他の者の奨学金の額に月額一万二千円を加算することができる。
- 3 第二条第一項ただし書の規定に該当して奨学金の貸与を受ける者に対する奨学金の額は、規則で定める。
  附 則(平成十六年条例第四一号)
  - この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則(平成十七年条例第三七号)

(施行期日)

| この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

(奈良県高等学校等奨学金貸与条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 第一条の規定による改正前の奈良県高等学校等奨学金貸与条例第二条第一項の規定により貸与された奨学金 は、第一条の規定による改正後の奈良県高等学校等奨学金貸与条例(以下「改正後の条例」という。)第二条第一 項第一号の規定により貸与された修学支援奨学金とみなす。
- 3 改正後の条例第二条第一項第二号の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に同号に規定する高等学校(中等教育学校の後期課程を除く。)又は専修学校の高等課程の第一学年又は第一年次に入学した者(中等教育学校の第四学年に在学することとなった者を含む。以下「平成十七年度以後入学者」という。)及び施行日以後に同号に規定する高等学校及び専修学校の高等課程に在学することとなった者のうち平成十七年度以後入学者と同一の学年又は年次に属することとなったものに係る育成奨学金の貸与について適用し、施行日前に同号に規定する高等学校(中等教育学校の後期課程を除く。)又は専修学校の高等課程の第一学年又は第一年次に入学した者(中等教育学校の第四学年に在学することとなった者を含む。以下「平成十六年度以前入学者」という。)及び施行日以後に同号に規定する高等学校又は専修学校の高等課程に在学することとなった者のうち平成十六年度以前入学者と同一の学年又は年次に属することとなったものに係る育成奨学金の貸与については、なお従前の例による。

附 則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

奈良県高等学校等奨学金貸与条例施行規則(抄)

平成十四年三月二十九日 奈良県規則第五十六号 改正 平成一七年三月二九日規則第六二号 平成一七年三月三一日規則第六〇号 平成一九年三月三一日規則第五六〇号 平成二一年三月三一日規則第五六号 平成二六年二月七日規則第三六号 令和二年二月二二日規則第二九号

奈良県高等学校等奨学金貸与条例施行規則をここに公布する。

奈良県高等学校等奨学金貸与条例施行規則

(趣旨)

第一条 ´この規則は、奈良県高等学校等奨学金貸与条例(平成十四年三月奈良県条例第四十九号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平一七規則四二·追加)

(知事の権限の委任)

第二条 条例第二条第一項、第五条、第六条、第八条第一項、第九条及び第十一条に規定する知事の権限は、教育 長に委任する。

(平一七規則四二:追加)

(条例第二条第一項第一号ただし書又は同項第二号ただし書の規則で定める場合)

- 第三条 条例第二条第一項第一号ただし書又は第二号ただし書の規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
  - 一 親権者又は未成年後見人(貸与を受けようとする者が成年に達している場合にあっては、その者の生計を維持する者)と同居し、へき地教育振興法(昭和二十九年法律第百四十三号)第二条に規定するへき地学校(小学校に限る。)の通学区域に居住し、生活福祉資金の教育支援資金の貸与を受けている場合
  - 二 昭和三十八年厚生省告示第百五十八号(生活保護法による保護の基準。以下「告示」という。)に規定する高 等学校等就学費の給付を受けている場合

(平一七規則四二・旧第一条繰下・全改、令二規則三六・令三規則二九・一部改正)

(貸与の要件等)

- 第四条 条例第二条第一項第一号ウに掲げる要件は、次のいずれかに該当することとする。
  - 一 その者の属する世帯が生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護を受けていること(次号に該当する場合を除く。)。
  - ニ その者の属する世帯の全員が地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第二百九十五条第一項の規定 により市町村民税が非課税とされていること。
  - 三 その者の属する世帯の全員が地方税法第三百二十三条の規定により市町村民税が減免されていること。
  - 四 その者の属する世帯の全員の年間収入の合計額が、告示の例により算定した当該世帯の年収に換算した基準額(以下「収入基準額」という。)の一・五倍に相当する額以内であって、当該世帯が生活保護法第六条第二項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していること。
- 2 条例第二条第一項第二号アに掲げる要件は、向学心に富み学習態度が良好であって、学習成績の評定を全履修 科目について平均した値が三・〇以上であることとする。
- 3 条例第二条第一項第二号イに掲げる要件は、その者の属する世帯の全員の年間収入の合計額が収入基準額の一・五倍(特に勉学等に意欲があると認められる場合にあっては、収入基準額の三・○倍)に相当する額以内であることとする。

(平一七規則四二·追加)

(専修学校の高等課程の範囲)

第五条 条例第二条第一項第二号の規則で定める専修学校の高等課程は、機械又は装置の修理、保守又は操作、製造、加工、建設、医療、栄養の指導、保育、経理その他これらに類する職業に必要な技術の教授を目的とし、修業年限二年以上であるものであって、工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係、教育・福祉関係若しくは商業実務関係の分野に属する専修学校の学科又は服飾、デザイン、写真、外国語、音楽若しくは美術に関する専修学校の学科であるもののうち、その授業が年二回を超えない一定の時期に開始され、かつ、その終期が明確に定められているものとする。

(平一七規則四二・追加)

(貸与の申請手続)

- 第六条 条例第二条第一項各号に規定する高等学校、専修学校の高等課程又は高等専門学校(以下「高等学校等」という。)に在学する者で、同条の奨学金の貸与を受けようとするもの(以下「在学申請者」という。)は、在学する高等学校等の校長の推薦を受けたうえで、奈良県高等学校等奨学金(修学支援奨学金・育成奨学金)貸与申請書(第一号様式)を教育長に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
  - 一 在学申請者の属する世帯の全員の住民票等の写し
  - 二 在学申請者の属する世帯の全員の所得に関する市町村長の証明書等
  - 三 条例第四条に規定する連帯して債務を負担する借主(以下「連帯借受人」という。)の印鑑登録証明書

(平一七規則四二·旧第二条繰下·一部改正)

(貸与の予約)

- 第七条 翌年度に高等学校等(高等学校の専攻科を除く。以下この条において同じ。)へ入学を希望する者で、高等学校等に入学後、条例第二条第一項第二号の育成奨学金の貸与を受けようとするもの(以下「予約申請者」という。)は、育成奨学金予約申請書(第二号様式)に次に掲げる書類を添えて、在学する学校の校長の推薦を受けたうえで、教育長に提出しなければならない。
  - 一 予約申請者の属する世帯の全員の住民票等の写し
  - 二 予約申請者の属する世帯の全員の所得に関する市町村長の証明書等
- 2 教育長は、前項の育成奨学金予約申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、予約を認める場合にあって は育成奨学金貸与内定通知書(第三号様式)に、予約を認めない場合にあっては育成奨学金貸与予約審査結果通 知書(第四号様式)により、その旨を予約申請者に通知するものとする。
- 3 前項の規定により育成奨学金貸与内定通知書を受けた者のうち、条例第二条第一項第二号に該当するものは、 高等学校等に入学後、第六条第一項の規定による申請書の提出を行わなければならない。ただし、前条第二項第 一号及び第二号に掲げる書類は、省略することができる。

(平一七規則四二·追加、令二規則三六·一部改正)

(貸与方法及び貸与期間)

第八条 奨学金は、次に定める各期間ごとに、当該各期間に属する各月のうち奨学金を貸与する月数に奨学金の月 額を乗じて得た額を交付する。

前期 四月一日から九月三十日まで

後期 十月一日から翌年三月三十一日まで

- 2 奨学金の貸与期間は、貸与を受けた月数を通算して、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間を超えないものとする。
  - 一 高等学校の全日制課程 三年
  - 二 高等学校の定時制課程及び通信制課程 三年又は四年
  - 三 高等学校の専攻科 二年
  - 四 中等教育学校の後期課程 三年
  - 五 高等専門学校 五年
  - 六 特別支援学校の高等部 三年
  - 七 専修学校の高等課程 三年

(平一七規則四二·旧第三条繰下·一部改正、平一九規則六〇·一部改正、令二規則三六·一部改正)

(連帯借受人)

第九条 連帯借受人は、一名とし、独立の生計を営む成年者でなければならない。

(平一七規則四二・旧第四条繰下)

(貸与の決定通知)

第十条 教育長は、第六条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、予算の範囲内で貸与する ことを決定したときは、奈良県高等学校等奨学金(修学支援奨学金・育成奨学金)貸与決定通知書(第五号様式)により、その旨を申請者に通知する。

(平一七規則四二・旧第五条繰下・一部改正)

(借用証書)

第十一条 奨学金の貸与を受けようとする者は、第六条の規則による申請書の提出の際、奨学金借用証書(第六号 様式)を教育長に提出しなければならない。

(平一七規則四二·旧第六条繰下·一部改正、令二規則三六·一部改正)

(貸与の休止又は打切りの通知)

第十二条 教育長は、条例第五条の規定により奨学金の貸与を休止するとき又は条例第六条の規定により奨学金の 貸与を打ち切るときは、書面により、その旨を当該奨学金の貸与を受けている者に通知する。

(平一七規則四二·旧第七条繰下·一部改正)

(返還方法)

- 第十三条 条例第七条の規定による奨学金の返還は、半年賦又は月賦による均等払いの方法によるものとし、返還期間は十年以内とする。
- 2 条例第八条の規定により奨学金の返還債務の履行の猶予を受けた者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間以内に奨学金を返還しなければならない。
  - 一条例第八条第一項第一号に該当することにより奨学金の返還債務の履行の猶予を受けた者 同号に該当しなくなった日の属する月の翌月から起算して六月を経過した日から十年(既に奨学金の一部を返還した場合は、当該返還に係る期間を十年から控除した期間)
  - 二 条例第八条第一項第二号に該当することにより奨学金の返還債務の履行の猶予を受けた者 猶予期間が満了した日の属する月の翌月から既に奨学金の一部を返還した期間を十年から控除した期間

(平一七規則四二・旧第八条繰下)

(猶予又は免除の申請)

- 第十四条 条例第八条第一項の規定による奨学金の返還債務の履行の猶予又は条例第九条の規定による奨学金 の返還債務の免除を受けようとする者は、奈良県高等学校等奨学金(修学支援奨学金・育成奨学金)返還猶予(免 除)申請書(第七号様式)に、その理由となる事実を証する書類を添えて、教育長に提出しなければならない。
- 2 教育長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、奨学金の返還債務の履行を猶予

し、又は免除することを決定したときは、書面により、その旨を申請者に通知する。

(平一七規則四二·旧第九条繰下·一部改正)

(奨学金の額)

第十五条 条例別表の備考の3に規定する奨学金の額は、別表のとおりとする。

(平一七規則四二·旧第十条繰下·一部改正)

(届出)

- 第十六条 奨学金の貸与を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、その旨を教育長に届け出な ければならない。
  - 一 氏名又は住所を変更したとき。
  - 二 退学し、転学し、休学し、又は復学したとき。
  - 三 引き続き三十日以上学校を欠席するとき。
  - 四 同一学年を重ねて履修するに至ったとき。
  - 五 その者の属する世帯が生活保護法による保護を受けるとき又は受けなくなったとき。
  - 六 地方公共団体その他公共的団体から学資の貸与又は給付を受けるとき。
  - 七 連帯借受人の氏名若しくは住所に変更があったこと又は連帯借受人が死亡したこと若しくは破産手続開始の 決定等を受けたことを知ったとき。
  - ハ 奨学金の貸与を受けることを辞退しようとするとき。

(平一七規則四二・旧第十一条繰下・一部改正、平一七規則六五・一部改正、令二規則三六・一部改正) (その他)

第十七条<sup>\*</sup>この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(平一七規則四二·旧第十二条繰下·一部改正)

附)則

(施行期日)

I この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

(廃止)

2 奈良県高等学校全日制課程等修学奨励金貸与条例施行規則(昭和五十五年三月奈良県規則第三十七号)は、廃止する。

(経過措置)

3 `当分の間、第三条第二号の規定の適用については、同号中「昭和三十八年厚生省告示第百五十八号」とあるのは、「平成二十五年厚生労働省告示第百七十四号による改正前の昭和三十八年厚生省告示第百五十八号」とする。

#### 別表(第十五条関係)

区分	奨学金の額		
第三条第一号の場合	月額	一二、〇〇〇円	
第三 通学困難なため親権者又は未成 条第 年後見人と住居を異にして通学す 二号 る者(貸与を受けようとする者が	国立·公立	月額	一〇、〇〇〇円
10 154. 54 218 4. 4	私立	月額	二二、〇〇〇円
その他の者	国立・公立	月額	五、〇〇〇円
し、「しゃった」	私立	月額	ー七、000円

(平一七規則四二·追加、令三規則二九·一部改正)

附 則(平成一七年規則第四二号)

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則(平成一七年規則第六五号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一九年規則第六○号)

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則(平成二一年規則第五六号)

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則(平成二十六年規則第三八号)

この規則は、公布の日から施行し、平成二十五年八月一日から適用する。

附 則(令和二年規則第三六号)

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

附 則(令和三年規則第二九号)

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

# 申請印確認票貼付欄

申請時に提出していただいた「申請印確認票」のコピーを学校にお返ししています。 このスペースに貼っておきましょう。

今後、住所変更や継続申請、異動届・返還誓約書等を提出する時には、申請時の印を押さなければなりません。印にも「奨学金用」と目印を付けるなどして、失ったり他の印と混同してしまったりしないように気をつけましょう。



## <連 絡 先>

奈良県教育委員会事務局 学校支援課 授業料奨学金係

〒630-8502 奈良市登大路町30番地

TEL 0742-27-9859(直通)

http://www.pref.nara.jp/I30I4.htm